

その他の接客娯楽業－その他におけるその他の一般動力機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	10～11	店内にて、パチンコ島のパチンコ玉のリフトトラブルの対応をしていた時に、プレーカーを切り忘れ作動した状態の中、モーターの歯車に指がまき込まれ、右手中指と薬指を損傷した。	27	1～9
1	21～22	当店ボウリング場内において、フロアの管理業務を行っていた際、遊戯中の客から倒れたピンを立てるよう依頼され、被災者がレーン奥でピンを立てたとき、ピンをセットする機械が作動してしまい、被災者の右側頭部に接触し負傷した。	55	1～9
7	8～9	スロット還元機のトラブル対応中、メダルの詰まりを取り除こうとして、ベルトに手を入れたところ、右手親指を負傷した。	41	30～49
9	9～10	スカイウェイで乗用草刈り機に乗って草刈りの作業中、スキー場ゲレンデの水切りのための「土側溝」に気づかず、乗用草刈り機がその「土側溝」に乗り上げた。そのはずみで乗用草刈り機から振り落とされたとき、後進のレバーを引いてしまい草刈り機がバックした。反対側に足をよけたが、間に合わずゴム製の履帯（駆動輪）に左足首を踏まれた。	31	10～29
10	15～16	パチンコ店の駐車場で、隣地との境界に植えてある植木の枝を、電気のかぎりを使用して、地面からのこぎりの刃を上に向け、不安定な状態で枝を細くしている時、堅い枝がのこぎり刃を倒し、そこに手のひらが当たり、怪我をした。	58	10～29
10	11～	倉庫前にて、ターンマークの塗装をはがす作業中に、ターンマークから電子やすりが跳ね返り、左ふとももに裂傷を負った。	60	100～

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html